



## 特集

# 自主防災組織助成金 制度を活用しましょう

市では、地域防災力の向上に向け、自主防災組織の結成を推進しています。

問 市・危機対策室

TEL 56-5005

## ●自主防災組織とは

共助の一環である「自主防災組織」とは、主に町内会や自治会が母体となって、「**自分達の命や、地域は自分達で守る**」という考えのもと、地域住民が自主的に連携して防災活動を行う組織のことをいいます。



### 「自主防災組織」の主な役割として、

#### ・災害発生前

- 防災備蓄品の購入・管理
- 災害を想定した防災訓練
- 地域住民への防災

などが挙げられます。

#### ・災害発生時

- 地域住民の安否確認
- 救出、救護、消火活動
- 避難誘導、要配慮者支援

## ●自主防災組織に対する助成制度

留萌市では自主防災組織の設置・運営および活動の充実を図るため、2つの助成制度を設けています。



### 自主防災組織設置および運営助成金

→自主防災組織の設置および運営に対する助成として、1世帯につき100円を助成します。(自主防災組織設置の翌年度から申請が可能です。)

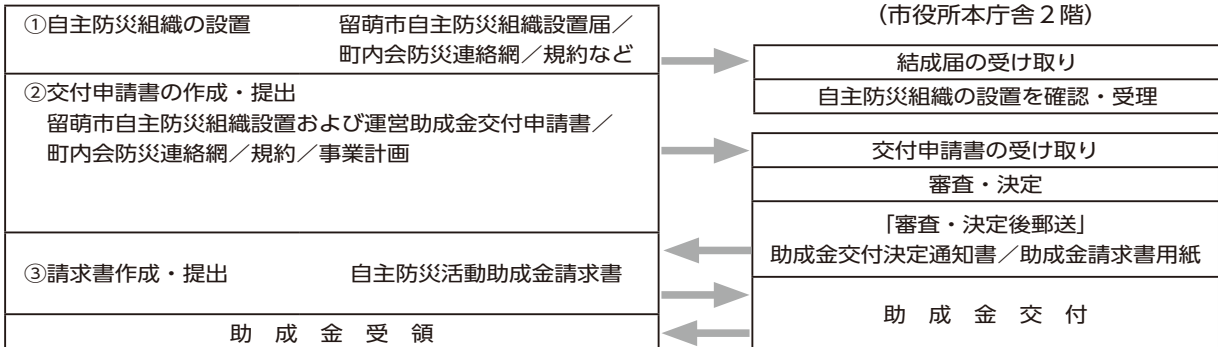
### 自主防災組織活動助成金

→自主防災組織の地域防災活動に対する助成として、自主防災活動に要する経費に対し10分の10以内、30,000円を上限として助成します。

## ●助成金交付までの流れ

### 自主防災組織設置および運営助成金

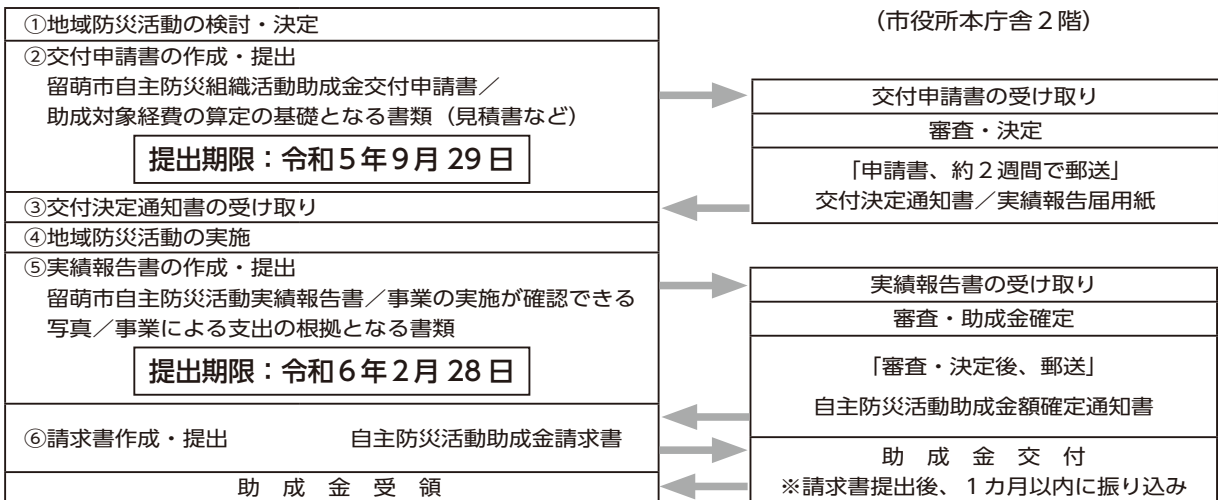
《自主防災組織》※すでに組織を結成している場合は②から



### 自主防災組織活動助成金

《自主防災組織》

《市・危機対策室》  
(市役所本庁舎2階)



## ●自主防災組織の結成に向けて

自主防災組織を結成されていない町内会におかれましては、下記の「自主防災組織結成までの流れ」を参考に、結成についてぜひご検討ください。

#### ①総会・役員会の場で協議

自主防災組織の設置に向けて、町内会の総会や役員会などの場で、会長や防災担当などが主導となり、話し合います。

#### ②規約や活動計画の作成

自主防災組織設置規約や活動計画を役員会などの場で相談しながら作成しましょう。  
※ひな形は市・危機対策室にご用意しております。

#### ③自主防災組織設置届を提出

自主防災組織設置届(規約、町内会連絡網等などの添付書類含む)を市・危機対策室に提出しましょう。

◎「自主防災組織の設置方法」、「自主防災組織の活動内容」に関する詳細などは、市・危機対策室(電話：56-5005)までお問い合わせください。